

1 月号（496 号）

牛の肝臓（牛レバー）については、0-157 等による食中毒の危険があることから、加熱処理をして消費者に提供すべき旨が「規格基準」（食品衛生法〔以下「法」〕13 条 1 項）に定められ、生食用として販売することは禁止されている（同 2 項）。しかし、全国に牛レバーの生食愛好家は多い。

そこで、焼肉店を経営する X は、生の状態で牛レバーを滅菌する装置（滅菌装置）を開発し、滅菌装置で処理した牛レバーを生食用として客に提供しはじめた。

ある日、噂を聞きつけた Y 県職員 Z が X の店を訪れ、「法 13 条 2 項に違反していますので、生食用販売を直ちに停止してください。停止しない場合は処分や刑罰もありえます」と指導した（同 60 条 1 項・82 条 1 項）。Y 県の適法な処分基準には、法 13 条 2 項違反の場合、まずは行政指導をし、是正されない場合には、事案に応じて、営業停止処分（2 日以上）、営業禁止処分又は営業許可取消処分とする旨が定められている。

X は、完全に滅菌しているので同項違反とはならないと考えており、販売を停止するつもりは全くないが、処分や刑罰を受けないか不安に思っている。

X はどのような訴訟を提起すればよいか、また、その訴訟要件を充たしているか、検討せよ。

〔参照条文〕

○食品衛生法

第 13 条① 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、……販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め……ることができる。

② 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、……その基準に合わない方法による食品……を販売し……てはならない。

第 60 条① 都道府県知事は、営業者が……第 13 条第 2 項……の規定に違反した場合……においては、同条第 1 項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

第 82 条① 第 13 条第 2 項……の規定に違反した者は、2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金に処する。

12月号（495号）

社会保険労務士（以下「社労士」）X は、申請業務について依頼者から着手金を得たものの、長期にわたり当該業務を放置した。厚生労働大臣は、これを社労士たるにふさわしくない「重大な非行」に当たるものとして、平成27年6月1日、X に対し業務停止1か月の懲戒処分（以下「本件処分」）をした（社労士25条の3）。なお、同大臣は、社労士に対する懲戒処分の量定に関する内部基準を定めているが（以下「量定基準」）、公にはしていない。

X は、申請業務が遅延したのは、依頼者となかなか連絡が取れなかったためであり、「重大な非行」には当たらないとして、同月15日、本件処分の取消訴訟を提起したが、訴訟中に、1か月の業務停止期間が経過した。

X の訴えにつき、狭義の訴えの利益は認められるか。

[参照条文]

○社会保険労務士法

第25条 社会保険労務士に対する懲戒処分は、次の3種とする。

- 一 戒告
- 二 一年以内の……業務の停止
- 三 失格処分……

第25条の3 厚生労働大臣は、……社会保険労務士が、……社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、第25条に規定する懲戒処分をすることができる。

○社会保険労務士の懲戒処分に係る量定の基準

懲戒処分の量定については、以下1～3の基準による。なお、当該社労士が、過去3年以内に懲戒処分を受けた者である場合には、その情状を考慮するものとし、以下の基準によることなく、社会保険労務士法に規定する懲戒処分の範囲を限度として、量定を決することができる。

3 社労士たるにふさわしくない重大な非行があったとき

- (2) 依頼者に対する背信行為をした場合は、1年以内の業務停止又は戒告

11 月号（494 号）

Y 県には、 α 国定公園（自園 2 条 3 号）があり、A 市を含む地域が特別地域（同 20 条 1 項）に指定されている。

この地域は、山々が織りなす優美な稜線や山間を縫うように流れる溪流等により、優れた美観を呈し、周囲の静謐さや清浄な空気等も相まって、豊かな自然を感じさせる優れた風致・景観を形成している。

Y 県知事は、A 市長からの申請を受けて、特別地域内に一般廃棄物処理施設（以下「施設」）及び施設への進入路の設置を認める許可処分（以下「本件処分」）をした（同 3 項 1 号）。

進入路は特別地域に接する X 宅のすぐ横を通り、施設は X 宅から見える位置に設置される。施設の稼働が始まれば、ほぼ毎日、朝から夕方にかけて数十台のごみ収集車が進入路を往来し、施設で廃棄物が焼却される。

そこで X は、施設の稼働により、上記の優れた風致・景観を享受する利益が侵害されるとして、本件処分の取消訴訟を提起した。

X の立場から、X が原告適格を有することを主張せよ（下記その他、自然公園法 1 条・2 条 3 号、景観法 1 条・9 条 1 項・11 条 1 項はウェブサポートを参照）。

〔参照条文〕○自然公園法

第 20 条① ……都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域……内に、特別地域を指定することができる。

③ 特別地域……内においては、次の各号に掲げる行為は、……国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

④ ……都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

○自然公園法施行規則

第 11 条⑦ 法第 20 条第 3 項各号……に掲げる行為に係る許可基準は、前各項に規定する基準のほか、次のとおりとする。

一 申請に係る地域の自然的、社会経済的条件から判断して、当該行為による風致又は景観の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるものであること。

二 申請に係る場所又はその周辺の風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと。

○景観法

第 8 条② 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

四 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの

ホ 自然公園法第 20 条第 3 項……の許可……の基準であつて，良好な景観の形成に必要なもの（当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。）

10月号（493号）

Xは、A市役所の清掃業務に係る指名競争入札の落札者となり、契約期間を1年間として、A市との間で業務委託契約を締結した。その数か月後、A市は、Xが過失により業務を粗雑にしたとの理由で契約を解除し、A市長は、Xに対し6か月の「指名停止処分」を下した。

A市は、指名の基準の他、指名業者が所定の要件に抵触した場合に「指名停止処分」を行うこと等を要綱に定め、これを公表している。「指名停止処分」がなされると、停止期間中はA市が実施する指名競争入札に参加できなくなる。

「指名停止処分」の処分性について、肯定・否定それぞれの立論をせよ（「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」には言及しなくてよい）。

〔参照条文〕○地方自治法（以下「地自法」）

第234条① 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

② 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

⑥ 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法……に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

○地方自治法施行令（以下「令」）

第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

第167条の11② 普通地方公共団体の長は、……指名競争入札に参加する者に必要な資格……を定めなければならない。

第167条の12① 普通地方公共団体の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。

9月号（492号）

X（45歳）は、けがをして職を失い、平成30年4月から生活保護を受給してきた。

半年後、Xは快復し、肉体労働でなければ就労可能な状態となった。そこで、ケースワーカーAは、同年10月1日、X宅を訪れた。門前に停まっていた高級車についてXに尋ねたところ、「知り合いの社長さんが譲ってくれた」とのことであった。そこでAは、Xに対し「求職活動を始めてください。車は近日中に売却してください」と口頭で指導指示（生活保護27条1項）をした。Xは、いずれにも従わなかった。

そのため、福祉事務所長Yは、同月22日、Xに対し「①定職が得られるまで、1週間に1回以上ハローワークを訪れ、1か月に2件以上求人に応募すること。②1か月以内に自動車売却すること」との文書による指導指示（同項）をした。Xは、これにも従わなかった。

そこでYは、公にされている「保護の停廃止等に係る処分基準」に照らし、Xに対し生活保護の廃止処分をすることを考え、平成31年1月7日に、同月14日に弁明手続（同62条4項）を実施すること等、所定の事項を記載した弁明通知書を配達証明郵便でXに送付した。翌日、郵便局員が配達に訪れたところ、Xは居留守をして呼び鈴には応じず、郵便局員は不在票を郵便受けに入れて、弁明通知書を郵便局に持ち帰った。

同月14日、弁明手続が実施されたが、Xは欠席した。

同月15日、Yは生活保護の廃止処分を決定し、同日、Aを通じて、Xに処分通知書を手交した。処分通知書には、処分の理由として「貴殿は、平成30年10月22日付けの指導指示に従わなかったため、平成31年1月15日をもって、保護を廃止する（生活保護法62条3項）」と記載されていた（行手14条1項）。なお、争訟に関する教示（行審82条1項等）に誤りはない。

同月16日、弁明通知書が郵便局から福祉事務所に返送され、Yはこの時初めて、Xが弁明通知書を受け取っていないことを知った。

廃止処分に手続的違法はあるか、また、同処分は取り消されるべきかについて検討せよ（処分の実体的違法及び判断過程の過誤は論じなくてよい）。

〔参照条文〕○保護の停廃止等に係る処分基準

- 1 生活保護法第27条に基づく文書による指導指示（以下「当該指導指示」）の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うこと。
- 2 1によることが適当でない場合は保護を停止すること。
- 3 2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。
 - (1) 最近1年以内において当該指導指示違反のほか、文書による指導指示に対する違反があったとき。
 - (2) 生活保護法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。
 - (3) 保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難である

と認められるとき。

8月号（491号）

Xは、Y市内のパチンコ店の営業が可能な地域で、パチンコ店を営業することを計画した。

しかし、周辺住民からの反対が予想されたため、当初の用途を書店として建築確認を得て、2階建店舗の建築を完了した。

その後Xは、店舗1階部分で古書店の営業を開始したが、ほどなく、Y市建築主事に対し、店舗全体の用途を遊技場（パチンコ店）に変更する用途変更の確認申請（建基87条1項）をした（本件申請）。

これを知った住民は猛反発し、Y市長に対し、確認処分をしないよう陳情した。事態を重く見たY市長は、建築主事を通して、Xに対し「住民に本件の経緯を説明し、謝罪すること。用途変更について、関係する町内会の同意が得られなければ、申請の取下げも検討すること」と指導し、Xもこれに合意した。

その後Xは、説明会を3回開催したが、店舗の一部を狭く区切って会場とし、1回の参加者を最大20名とした。そのため、説明会に参加できない住民もいた。Xは、参加者に対し、本件の経緯について、「当初は古書店を営業するつもりであったが、諸事情によりやむなくパチンコ店にするものであり、結果的に皆さんをだましたかたちになり申し訳ない」等と説明した。

関係する町内会の会長らは連名で、Xに対し「誠意が微塵も感じられない。今後、町内会が同意することはないし、住民も説明会には参加しない」と通知した。その後、Xは、同様の説明会を開催したが、住民は誰も参加しなかった。

Xは、店舗建築に係る借入金の返済に支障を来してきたことから、同意の取得を断念し、申請から6か月の時点で、本件申請について不作為違法確認訴訟（行訴3条5項）を提起した。

しかし、建築主事は、その後もXに対し指導と応答留保を続け、現時点で申請から8か月が経過している。「相当の期間」（同）を経過しているか、検討せよ（Y市行政手続条例33条には、行政手続法33条と同旨の規定がある）。

7月号（490号）

A市には、路上に多数の屋台が並ぶ「屋台街」があり、同市の観光資源となってきた。

しかし、それにより通行障害や名義貸しによる暴力団の資金源化等の問題が生じたため、A市は、A市屋台基本条例（本件条例）を制定した（平成26年4月1日施行）。

本件条例では、道路の占用許可を受けた者以外の者が屋台営業をする「名義貸し」は禁止され、自ら屋台営業を行う者のみが占用許可を申請できることとされた（本件条例9条1項1号）。

Xは長年、Bが占用許可を受けた道路上で、ラーメン屋台「こってり屋」を営業してきた。X・Bともに、暴力団関係者ではない。

平成26年3月、Xは新たに自己名義で占用許可を得るためにA市役所を訪れた。Xの営業地周辺は道幅が狭く、市民から屋台があるため通行しにくいとの苦情が多い地域であったため、職員CはXに事情を説明し、「このあたりは将来的に屋台の出店を抑えていく方針であり、占用許可の更新は3年を限度としたい」と伝えた。Xも、行く行くは店舗営業への切り替えを考えていたため、これに合意して占用許可を申請した。A市長は、同月末、Xに対し占用期間を同年4月1日から半年とする占用許可処分をした。占用許可書に更新期限の記載はなかった。

その後、数次の更新許可（同2項）を経て、3年の期限を迎えた平成29年3月、Xは翻意して、同年4月以降の占用に係る更新許可を申請した。店舗化の計画が頓挫したためである。Xに本件条例に基づく処分歴はなかったが、A市長は上記の経緯から更新不許可処分（本件処分）をした。

更新許可については、その判断の公正性等を確保するため、道路占用許可更新基準（更新基準）が定められ、公にされている。

更新許可についての裁量の有無に言及した上で、本件処分は実体法上適法か、検討せよ。

〔参照条文〕○A市屋台基本条例

第1条 この条例は、適正な屋台営業を確保することにより、安全で快適な公共空間及び良好な公衆衛生の確保を図り、もって屋台が市民と共生する持続可能な存在となることを目的とする。

第9条① 市長は、申請者の申請の内容が道路法33条1項に規定する場合に該当する場合であって、次の各号のいずれにも該当するときに限り、同法32条1項に規定する道路の占用許可（以下「占用許可」という）を与えることができる。

(1) 申請者が自ら屋台営業を行う者であること。

(2)～(5) 略

② 市長は、占用許可の申請のうち、申請者が現に受けている占用許可の期間の満了後も引き続き当該占用許可を受けた場所において占用許可を受けようとするものについては、

これを適当と認めるに足りる相当の理由がある場合に限り、前項の占用許可を与えることができる。

○道路占用許可更新基準（A 市屋台課長決裁）

(1) 本件条例 9 条 2 項に規定する「これを適当と認めるに足りる相当の理由がある場合」とは、申請者が次のいずれにも当たらない場合とする。

ア 暴力団と密接な関係を有する者

イ 現に受けている占用許可の期間内に、本件条例の規定に違反したことにより本件条例に基づく是正措置命令を受けたにもかかわらず、正当な理由なくこれに従わなかった者

(2) 申請の内容が本件条例 9 条 2 項に規定する要件に該当する場合、市長は、同条 1 項の占用許可を与えるものとする。

6月号（489号）

Xは、A（厚生年金の被保険者）の妻であり、婚姻当初より、日常的にAから暴力を受けてきた。

婚姻後約30年が経ち、長男が独立したのを機に、平成15年、X（58歳）は暴力から逃れるため、Aの家を飛び出し、長男宅や1人暮らしのアパート等を転々とする生活を送った。別居に伴い、Xは、住民票上の住所を長男の住所に移している。

Aは、Xを探して長男宅を訪れた際、「うちに帰ってきたら、また叩いてやる」等と言っていた。後にAは、市中で2件の暴力事件を起こし、実刑判決を受けた。

Xは、別居するにあたり、Aの財産から無断で現金1000万円を持ち出していた（持出金）。Xは、65歳から老齢基礎年金を受給できるようになった後も、生活費の大半を持出金から支出していた。Aは、持出金については気にとめない様子であり、長男に「お金がなくなれば、戻ってくればよい」等と言っていた。

Xは、暴力への恐怖のため、別居後にAと接触したことは一度もなかったが、離婚に向けたはたらきかけは、X・Aの双方からなかった。

平成28年、Aは自宅で死亡した。Xが喪主となり、Aの葬儀を行った。Aは別居後、Xを保険金受取人とする葬儀保険に加入しており、Xは、葬儀費用のうち20万円をその保険金から、80万円を持出金から支出した。

同年、Xは、厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金の裁定請求をしたところ、厚生労働大臣は、Xは生計同一要件を充たさないとして、Xに対し不支給処分をした（厚年58条以下、同法施行令3条の10）。

不支給処分は適法か、検討せよ（各要件の認定に裁量はなく、収入要件は充足しているものとする）。

[参照条文]

生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて〔厚生年金保険法〕（日本年金機構理事長あて厚生労働省年金局長通知；以下「認定基準」という）

3 生計同一に関する認定要件

(1) 認定の要件

① 生計維持認定対象者……が配偶者又は子である場合

ア 住民票上同一世帯に属しているとき

イ 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき

ウ 住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき

(ア) 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

(イ) 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

注：「ただし、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでない」との定めがある（認定基準 1(1)ただし書）

5月号（488号）

Xは、昭和63年8月、旧国民年金法上の通算老齢年金（通老年金）を受給するため、必要事項を記入した裁定請求書を持参して、市役所を訪れた。

通老年金とは、老齢年金の受給要件を満たしていなくても、公的年金制度に係る各種期間を通算し、一定の期間を満たした場合には、年金を支給するというものである（現在は廃止）。Xは昭和63年8月時点において通老年金の受給権を有していた。

しかし、市の職員は、Xに「カラ期間」（国民年金の被保険者ではないが通算対象には含まれる期間）があることを見落とし、Xに対し誤って「期間が足りず受給権はない。裁定請求もできない」と言い、裁定請求書を返戻した（行政手続法は未制定）。Xは、その後2度、市役所を訪れたが、そのつど異なる職員から同様の対応をされた。そのため、Xは裁定請求を断念した。

平成15年9月、Xは、たまたま訪れた社会保険事務所の職員から、昭和63年8月に受給要件を満たしていたと知らされた。

そこでXは、平成15年9月5日、旧社会保険庁長官に対し通老年金の裁定請求をした。同長官は、受給権（年金給付を受ける権利）については、消滅時効の援用をせず、発生日月を昭和63年8月とする裁定をしたが、請求時から5年を越えて遡る支分権（受給権に基づき支払期ごとに給付を受ける権利）は時効により消滅しているとされた（消滅時効につき、受給権には旧国民年金法が、支分権には旧会計法が適用される）。

Xの支分権は時効により消滅しているか、検討せよ。

[参照条文]

○旧国民年金法

第16条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基いて、社会保険庁長官が裁定する。

第102条① 年金給付を受ける権利は、その支給事由が生じた日から5年を経過したときは、時効によって、消滅する。

○旧会計法

第30条 金銭の給付を目的とする国の権利で、時効に関し他の法律に規定がないものは、5年間これを行わないときは、時効に因り消滅する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

第31条① 金銭の給付を目的とする国の権利の時効による消滅については、別段の規定がないときは、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

② 金銭の給付を目的とする国の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき他の法律の規定がないときは、民法の規定

を準用する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

○旧民法

第 166 条① 消滅時効ハ権利ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ進行ス

4月号（487号）

B県内で、スポーツカーを無免許で飲酒運転し、複数の歩行者を死亡させる重大事故が起きた。

そこで、A県では、無免許運転等の取締りを目的として、外観上の不審な点の有無にかかわらず、スポーツカーを対象に検問（以下「本件検問」という）を行うこととした。

Xは、A県内の自宅への帰路、スポーツカーで同県内の道路（中央にポールが立っている片側一車線道路）を走行していた。Xの車両や運転に、外観上不審な点はない。

すると、遠くに、路肩で赤色灯を振る警察官が見えた。ゆっくり近づいていくと、2名の警察官が道路上に歩を進め、Xに対し、赤色灯を横向きに掲げながら、丁寧にお辞儀をした。

Xは「この先で事故でも起きたのかな」と思い、車を路肩に寄せて停車した。

すると、そばにいたもう一人の警察官Mが近寄ってきたので、Xは助手席側の窓を開けた。Mは、窓枠に両手を掛け、中腰で首を車内に差し入れながら、「お忙しいところ恐縮です。ただ今、検問を実施しております。ご協力いただけないでしょうか？」と尋ねてきた。終始柔和な笑顔を浮かべた、恰幅のよい警察官である。

「検問、ですか？」と訝るXに、Mは検問をするに至った経緯を説明した。Xは、「スポーツカーのみねえ……。あの事故と車種は関係ないでしょう。通してもらってもいいですか？」と返したものの、Mは「しかしですね……」と、交通ルール遵守の重要性から、交通事故の悲惨さ、若手警察官への愚痴等も織り交ぜ、Xに対し、検問に応じるよう約1時間にわたり説得を続けた。

この間、2名の警察官は、車の前方約1mのところに整列し、赤色灯を横向きに掲げたまま、険しい表情でXを注視していた。

この状況にふいに息苦しさを覚えたXは、Mの話を打ち切り、「おまわりさん、ずっと同じ格好で疲れませんか？私はちょっと疲れました。あと自宅まで30kmもあるんです。もう帰らせてもらいます」と言ってエンジンを掛けようとしたところ、Mは「それはかまいませんが、我々としては、検問に応じていただけない以上、警職法上の不審車両とみなさざるをえません。あそこの白バイで追走し、少しでも交通違反等があれば、即座に停車を求めることとなります」と言った。Mの顔にもう笑顔はなかった。

Xは、一様に硬いMらの表情を見やり、観念して「わかりました」と検問に応じた。Xは無免許運転等は確認されなかった。

Xの立場から、Xに対する本件検問の違法性を主張せよ（警察法及び警察官職務執行法を参照）。